

## 松山市立図書館における広告掲載物品の寄附受入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は松山市立図書館(以下「図書館」という。)における広告を掲載した物品(第3条第2項を除き、以下単に「物品」という。)の寄附の受け入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附を受け入れることができる物品)

第2条 寄附を受け入れることができる物品は、図書館の利用者の利便の向上又は図書館の業務運営に資するもので、次に掲げるものとする。

- (1) 図書館バッグ
- (2) 日限票
- (3) 図書館カレンダー
- (4) 利用案内
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中央図書館事務所長(以下「所長」という)が相当と認めるもの

(物品の寄附の受け入れの基準)

第3条 松山市広告掲載基準(平成19年1月5日施行。以下「基準」という。)第5条に定める業種又は事業者に関する物品の寄附は、受け入れないものとする。

2 基準第6条に定める広告を掲載した物品の寄附は、受け入れないものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、所長が受け入れを適当でないと認める物品の寄附は、受け入れないものとする。

(広告内容の責任)

第4条 物品に掲載した広告の内容に関しては、当該物品を寄附したものが責任を負うものとする。

(物品の仕様)

第5条 寄附の受け入れに当たり、あらかじめ、大きさ、材質、数量等を定める必要のある物品については、所長がその仕様を定める。

(広告料金等)

第6条 物品寄附に応じて徴収する広告料金は、所長がその金額を定める。

(募集の方法及び期間)

第7条 物品の募集の方法及び期間は物品の種別ごとに、その性質に応じて所長が定める。

(寄附の申込み)

第8条 物品を寄附しようとするものは、図書館が定める広告掲載申込書(寄附)を所長に提出するものとする。

(寄附の受入れの決定)

第9条 所長は、第3条に規定する基準に基づき、物品の寄附の受け入れの可否を決定し、申込みをしたものに通知する。

2 受入れ可の通知を受けたものは、承諾書を所長に提出するものとする。

(物品の配布方法等)

第10条 物品を図書館の利用者に配布するに当たり、配布の対象者、期間、方法等を定める必要がある場合は、所長がこれを定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか図書館における物品の受入れに関し必要な事項は、松山市広告事業実施要綱に基づき、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。